

【09建築・土木技術者 = 各種施工管理及び安全管理業務】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事の施工管理業務経験10年以上かつ、指導的立場での管理業務経験5年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。(原則として監理技術者) [1級建築施工管理技士・1級建築士・1級管工事施工管理技士] [1級土木施工管理技士・1級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。 ・業務の遂行に関して、年齢・健康状態等について特別の配慮を必要とせず、派遣先の通常の労働者と同程度の注意を払う労働者であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門工事の施工管理業務経験5年以上かつ、指導的立場での管理業務経験3年以上を有し次に挙げるような国家資格を取得していること。又は、同等以上の知識経験を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務・暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務の割合に注意する等の特別な配慮を必要とすること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として専門工事の施工管理業務経験が5年以内であり、PC／CADの基礎知識を有し、基本操作が可能であること。施工記録管理／施工計画書作成・総合工程表の理解に関しての知識が十分でなく、業務の遂行に関して一定の注意が必要であること。 ・業務の遂行に関して年齢・健康状態等を考慮し、高所での管理業務の原則禁止、暑さ／寒さが厳しい時期の現場滞在管理業務を軽減する等の特別な配慮を必要とすること。 ・年齢・健康状態・本人の希望等を考慮し、施工管理業務から安全管理業務への職種転換を行い、身体への負担が一定程度軽減された業務での勤務をしていること。

[基準値]

令和3年度適用「09建築・土木技術者＝各種施工管理及び安全管理業務」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1,408円	1,645円	1,766円	1,823円	1,926円	2,216円	2,771円

(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和元年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。

東京	114.50%	1.145	1年	1884	5年	2205	10年	2537
神奈川	109.10%	1.091		1795		2101		2418
千葉	105.50%	1.055		1735		2032		2338
埼玉	105.50%	1.055		1735		2032		2338
その他の県	105.50%	1.055		1735		2032		2338

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。
 ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)
 大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	114	5年	133	10年	153
神奈川				108		127		146
千葉				105		122		141
埼玉				105		122		141
その他の県				105		122		141

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)
 ~比較値~

東京	1年	1998	5年	2338	10年	2690
神奈川		1903		2228		2564
千葉		1840		2154		2479
埼玉		1840		2154		2479
その他の県		1840		2154		2479

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和3年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1909	賞与額 391	合計額 2300	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1610	賞与額 330	合計額 1940	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1378	賞与額 282	合計額 1660	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、ランクごとに算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1901	Bランク	2221	Aランク	2634
神奈川	109.10%	1.091		1811		2117		2509
千葉	105.50%	1.055		1751		2047		2427
埼玉	105.50%	1.055		1751		2047		2427
その他の県	105.50%	1.055		1751		2047		2427

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	115	Bランク	134	Aランク	159
神奈川			109		127		151
千葉			106		123		146
埼玉			106		123		146
その他の県			106		123		146

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2) 基準給与額

東京	Cランク	2016	Bランク	2355	Aランク	2793
神奈川		1920		2244		2660
千葉		1857		2170		2573
埼玉		1857		2170		2573
その他の県		1857		2170		2573

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張手当・住宅手当・家族手当の支給がある場合は、派遣社員国内出張旅費規程、派遣社員就業規則に基づいて別途支給するものとします。各手当は、賃金として時給換算します。
出張手当：500円/日～4,000円/日 時給換算した場合：63円/H～500円/H
住宅手当：16,800円/月～33,600円/月 時給換算した場合：100円/H～200円/H
家族手当：16,800円/月～33,600円/月 時給換算した場合：100円/H～200円/H

※会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【25一般事務員 = 事務系派遣労働者】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝上級レベル・Word中級レベル・PowerPoint中級レベル以上等 専門性が高い次に挙げるような資格を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい 人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・PCスキルにおいては、Excel＝中級レベル・Word中級レベル・PowerPoint初級レベル以上等 専門性が高い次に挙げるような資格を有する。 又は、明らかに同等以上の能力を有すること。 [MOS認定(エキスパート,スペシャリスト)、日商簿記検定(1級,2級)] [建設業経理事務士(1級,2級)、第一種衛生管理者 等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管 理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として事務系業務の経験が5年以内であること。 ・PCスキル全般・各種帳票類の分類及びデータ入力・分類データに基づく注文書等の作成/ 建設業においては、建設業の経理事務に必要とされる 仕訳に関する知識が十分でないこと。

[基準値]

令和3年度適用「25一般事務員=事務系派遣労働者」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1,041円	1,216円	1,305円	1,348円	1,424円	1,639円	2,049円	(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和元年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。

東京	114.50%	1.145	1年	1392	5年	1630	10年	1877
神奈川	109.10%	1.091		1327		1554		1788
千葉	105.50%	1.055		1283		1502		1729
埼玉	105.50%	1.055		1283		1502		1729
その他の県	105.50%	1.055		1283		1502		1729

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。

※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)
大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	84	5年	98	10年	113
神奈川				80		94		108
千葉				77		91		104
埼玉				77		91		104
その他の県				77		91		104

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1476	5年	1728	10年	1990
神奈川		1407		1648		1896
千葉		1360		1593		1833
埼玉		1360		1593		1833
その他の県		1360		1593		1833

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和3年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1394	賞与額 286	合計額 1680	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1195	賞与額 245	合計額 1440	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1029	賞与額 211	合計額 1240	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、ランクごとに算定しています。

東京	114.50%	1.145		1420		1649		1924
神奈川	109.10%	1.091		1353		1571		1833
千葉	105.50%	1.055	Cランク	1308	Bランク	1519	Aランク	1772
埼玉	105.50%	1.055		1308		1519		1772
その他の県	105.50%	1.055		1308		1519		1772

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県との4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)
大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、
当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京				86		99		116
神奈川				82		95		110
千葉	退職金加算 (6%)	0.06	Cランク	79	Bランク	92	Aランク	107
埼玉				79		92		107
その他の県				79		92		107

[支給金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1506	Bランク	1748	Aランク	2040
神奈川		1435		1666		1943
千葉		1387		1611		1879
埼玉		1387		1611		1879
その他の県		1387		1611		1879

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張日当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)

【64生産関連・生産類似 = CADオペレーター】

ランク決定に関するおおよその条件を下記に表記します。

A ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的業務経験10年以上かつ、担当業務の指導管理ができること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定1級(建築・機械・トレス)、準1級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定1級、準1級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関する知識を有すること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての十分な実務経験があり、当該業務に必要な知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [1,2級建築施工管理技士・1,2級建築士・1,2級管工事施工管理技士] [1,2級土木施工管理技士・1,2級電気工事施工管理技士等] ・指導的立場での業務に必要なコミュニケーション能力・経験、及びふさわしい人格を有すること。勤怠・健康管理等に関して模範的であること。
B ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的業務経験5年以上かつ、担当業務の遂行が問題なくできること。 ・CADスキルにおいては、2次元CAD利用技術検定準1級、2級の取得者。 又は3次元CAD利用技術検定準1級、2級取得者。 ・建築・土木系においては、設計図面からの施工図面作成に関して、指示に基づいて作成できるだけの能力、業務経験があること。 設備、プラント系についてはAutoCADに加えて、T-fas等の3Dソフトを使用しての業務経験や知識があること。 その他、次に挙げるような国家資格を有すること。 [2級建築施工管理技士・2級建築士・2級管工事施工管理技士] [2級土木施工管理技士・2級電気工事施工管理技士等] ・業務の遂行に必要なコミュニケーション能力・経験を有すること。勤怠・健康管理等に関して、一般的な社会人としての常識に基づいて勤務ができること。
C ランク	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として業務経験が5年以内で、AutoCADを使用できること。 (CAD関係の検定資格3級、4級を取得しているレベル) ・各種図面を作成する為に必要とされる知識全般、及びスペック(材料等)・規格(JIS・ASME等)に関する知識が、専門職としてのCADオペレーターのレベルに達していないこと。

[基準値]

令和3年度適用「64生産関連・生産類似=CADオペレーター」の基準値は下記の通りです。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1,136円	1,327円	1,425円	1,471円	1,554円	1,788円	2,236円	(別表1-1)

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和元年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、算定しています。

東京	114.50%	1.145	1年	1519	5年	1779	10年	2047
神奈川	109.10%	1.091		1448		1695		1951
千葉	105.50%	1.055		1400		1639		1886
埼玉	105.50%	1.055		1400		1639		1886
その他の県	105.50%	1.055		1400		1639		1886

※地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。
 ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)
 大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%)	0.06	1年	92	5年	107	10年	123
神奈川				87		102		118
千葉				84		99		114
埼玉				84		99		114
その他の県				84		99		114

[合計金額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表1-2)

～比較値～

東京	1年	1611	5年	1886	10年	2170
神奈川		1535		1797		2069
千葉		1484		1738		2000
埼玉		1484		1738		2000
その他の県		1484		1738		2000

下記に、弊社が定める各ランクの基本給額及び賞与額を示します。(令和3年度)

[基本給額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

Aランク	基本給額 1527	賞与額 313	合計額 1840	←10年の概算値
Bランク	基本給額 1311	賞与額 269	合計額 1580	← 5年の概算値
Cランク	基本給額 1112	賞与額 228	合計額 1340	← 1年の概算値

- ※「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」の数字には賞与(特別給与)を含んでいます。
- ※ 本給与テーブルでの賞与の支給基準は、会社で勤務する年俸制正社員の給与規定を準用し、合計額の17%相当が該当します。(派遣社員就業規則第41条)
- ※ 給与テーブルの基準値は1年～2年以内に、新たに発表される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般給与・賞与の額(時給換算)」を参照して見直しを行うこととします。

[地域加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

「令和3年度職業安定業務統計による地域指数」より該当地域を抜粋し、ランクごとに算定しています。

東京	114.50%	1.145	Cランク	1534	Bランク	1809	Aランク	2107
神奈川	109.10%	1.091		1462		1724		2007
千葉	105.50%	1.055		1414		1667		1941
埼玉	105.50%	1.055		1414		1667		1941
その他の県	105.50%	1.055		1414		1667		1941

- ※給与及び賞与の金額に当該年度の地域指数を乗じることとします。
(地域は、就業地が想定される東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の4地域と、その他の県とします。)
- ※その他の県には、東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪以外の全ての県が該当します。(労使協定第3条項3)
大阪が就業地となった場合には、神奈川の基準を適用します。
- ※地域加算は、派遣労働者の勤務地ではなく、
当該契約を締結した派遣先の所在地を基準として算定しています。

[退職金加算額] ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。

東京	退職金加算 (6%) 0.06	Cランク	93	Bランク	109	Aランク	127
神奈川			88		104		121
千葉			85		101		117
埼玉			85		101		117
その他の県			85		101		117

[支給金額]ランクごとの数字はすべて時給(円)とします。(別表2)

東京	Cランク	1627	Bランク	1918	Aランク	2234
神奈川		1550		1828		2128
千葉		1499		1768		2058
埼玉		1499		1768		2058
その他の県		1499		1768		2058

※職務内容等の向上があった場合には、追加の手当を支給することとします。
 派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容(Aランク・Bランク・Cランク)であっても、
 派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合／一定程度の困難な
 業務に対応している場合には、基準給与額の1%～10%の範囲で追加の能力手当を支給します。

※出張日当・住宅手当・家族手当については、
 出張業務、転勤を伴う勤務先の変更がない為、支給の対象とならないこととします。

※ 会社は、再雇用された派遣労働者の継続雇用期間(期限)が65歳以上の年齢であっても、
 本人が希望をする場合、労働契約を延長する場合があります。(派遣社員就業規則第15条)